

第4回労働協約交渉

勤務問題で交渉！ 労働時間管理に責任を

国労の主張

◆業務上の必要な勤務変更は代替要員の確保とともに、特定された勤務の変更での対応ではなく超過勤務による対応をすべき。

国労の主張

◆連続夜勤は健康確保に有害であり、緊急・異常時以外は行わないことが必要だ。

国労の主張

◆厚生労働省が『労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン』に基づいて「更衣時間」を労働時間とすべきである。

国労の主張

◆Jネットの出勤30分前の立上げや出勤遅延防止の為との理由で始業一時間以上前の出勤の「懲憑」(しょうよう)は労働時間に当たるので改善をすべきである。

国労の主張

◆完全週休2日制と国民の祝日の16日間、年末年始の12月31日・1月2日・3日の3日間、夏季リフレッシュ休暇として2日間、合計として年間休日125日にすべきである。

国労の主張(その他)

◆休日労働の解消や保存休暇の付与条件の拡大、り災休暇を必要な時間または日への変更、多目的休暇の新設、インフルエンザでの休暇を有給化、防犯上一人での駅の泊りを複数にすべき。等など

国労東海かべ新聞

国鉄労働組合東海本部 編集責任者：一柳 弘一